

ネクタイ、本、雑誌からキャバクラまで!?

マンの 費控除 合こうなる

特定支出控除 大研究



昨年の適用は全国でたったの4件

大増税時代の到来である。東日本大震災からの復興財源に充てるため、今年1月から所得税、来年6月から住民税の臨時増税が始まる。消費税は来年4月から8%に、再来年10月から10%に上がり、富裕層を対象とした所得税と相続税の最高税率も再来年1月から引き上げられる予定だ。さらに、安倍政権は公共事業のバラマキ政策を復活させており、財源確保のためにさらなる増税も予測される。このままではお上に年貢を搾り取られる一方、何とか対抗する手段はないのか。実は、サラリーマンが税金面で得する方法が新しくできたことはあまり知られていない。それは昨年、税制

改正された給与所得者の「特定支出控除」制度である。簡単にいうと、仕事に関連して使った必要経費を確定申告することによって、払いすぎた税金を取り戻すことが可能になったのだ。来年2月の申告から適用されるが、その際、今年1月1日から12月31日までに使った費用の領収証やレシートが必要となる。つまり、今から税制の改正ポイントを的確に把握し、それらを集めておかないと、このウマ味を味わえない。

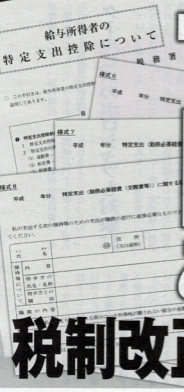
まずは、サラリーマンの給与と課税の仕組みをおさらいしよう。年収から「給与所得控除」を引いたものが給与所得と呼ばれ、これに対して所得

復興増税、消費増税、所得税率・相続税率のアップ……。政府の増税方針は揺るぎなく、庶民の生活は厳しさを増す一方だ。だが、サラリーマンの必要経費控除の適用範囲が大幅に広がったことは意外に知られていない。今日から領収証を集めておいた人だけが、来年の確定申告で笑うことになる。

サラリー

「必要経費」 あなたの場

税制改正で認められた



税や住民税が課税される。個人事業主（自営業者）が売り上げを生むために使った「必要経費」は実際にかかった額を集計するが、サラリーマンの「給与所得控除」は年取に応じて、職種、勤務形態などに関係なく、自動的に決められている。たとえば、年収660万、1000万円の場合は（年収×0.1（10%）+120万円）だ。

「特定支出控除」制度とは、その「給与所得控除」以外にサラリーマンが必要経費を国に申告することによって、その分を年取から差し引くことができるという制度である。これによって「給与所得」が減らせ、従ってそれにかかる税金も減らすことができるのだ（次ページ下欄式参照）。

「制度自体は今回の税制改正以前からありました。しかし適用範囲が狭すぎたため、利用するサラリーマンは皆無に近く、11年の適用件数は全国でたったの4件でした。しかし、その範囲が今回の改正によって大きく広がったのです」

従来は「特定支出控除」に適用されるのは、「給与所得控除」額を超えた額だった。それが今後は「給与所得控除」額の2分の1を超えた額まで引き下げられた。たとえば、年収400万円の場合、従来は（400万円×0.2+54万円）134万円を「特定支出控除」が認められなかったが、今後は67万円を超えた分が対象となる。

2つ目は適用される項目が増えたことだ。

詳しくは後述するが、従来は通勤費、転動に伴う転

費など、会社に負担して

行なった営業活動の際の接

先を広げるために自主的に

代、仕事に役立つ勉強のため

に購入した書籍代、取引

の必要経費とは、仕事で深夜

に帰宅する際のタクシー代、

居費用などごく一部の項目に限られていたが、今年からは新しく図書費や衣服費

クールビズのポロシャツも対象に

では、実際にどのような項目が必要経費として認められるのか。法律の条文を眺むだけでは、適用、非適用の境目がわからず、また、改正された「特定支出控除」は来年の確定申告で初めて適用されるので、過去の事例もない。

そこで、本誌は専門家の解釈や国税庁の資料の記述を参考に、それらについて具体的に分析した。

基本的には、通勤にかかった交通費のうち、会社が支給・補助している交通費を超える分が必要経費として認められることになる。

たとえば、急な仕事が入り、やむなくタクシーを利用して会社までいかざるを得なかったケースは該当するかと考えられる。ただし、通勤以外で顧客回りなどの業務に使った交通費は認め

などの勤務必要経費が、年間65万円を上限として認められるようになったのだ。

られない。電車賃やバス代、タクシー代、新幹線の特急料金は認められるが、航空券や特別車両(グリーン)料金は認められない。

自動車通勤の場合、燃料費、有料道路の料金だけでなく、修理代も対象になる。ただし、故意や重大な過失によって生じた事故に係る修理代は適用外だ。

資格取得費、研修費

税理士の落合孝裕氏はこう説明する。

「これは従来の制度でも認められていましたが、経理担当者が簿記の資格を取ったり、海外と頻繁にやり取りをする部署や外国人がいる部署の人が英検やTOEICを受験したりするため

に英語学校に通うなど業務に関わる資格を取得する費用は適用対象になる。受講料だけでなく、試験代、交通費なども含まれると考え

ていいでしょう」

ちなみに、以前は資格を取ることに伴って、法律で決めた特定の業務を扱える弁護士や公認会計士、税理士などの資格を取得する費用は範囲から除かれていたが、改正で新たに対象になった。社会人しながら取れると人気の社会保険労務士の取得にも適用されるので、その価値がある。

勤務必要経費(図書費)

今回の改正で新たに適用対象となったものの1つで、書籍、新聞、雑誌などの図書を購入するための費用だ。仕事における情報収集の一環と考えれば、スポーツ新聞でも、マンガ雑誌でも、金融新聞の電子版でも、認められるとわらう。ただし、電子版を読むためのパソコンやリーダーは対象外だ。

勤務必要経費(衣服費)

これも新たな適用対象だ。たとえば、スーツの着用が社内規定などで明文化されていないことも、研修で着用の必要性を説明されていたり、着用が社内の慣行になっ

ていたりする場合、その購入費用は対象となる。「スーツを着れば必ず必要なワイシャツ、ネクタイも対象になります。靴、靴下、下着は対象外でしょう。ただし、作業現場で着用する安全靴、安全手袋などは対象になります」(同前)

の購入費用は対象となる。

「スーツを着れば必ず必要なワイシャツ、ネクタイも対象になります。靴、靴下、下着は対象外でしょう。ただし、作業現場で着用する安全靴、安全手袋などは対象になります」(同前)

自由な職場で、私服の着用が慣行になっている場合、その購入費用は対象外だ。

「ただし、クールビズに関する社内規定を作れば、ポロシャツなどの私服も対象になるかもしれない(同前)」という。

勤務必要経費(交際費等)

これも新たな適用対象だが、どこまでが適用範囲か最も気になるものだろう。国税庁の資料によると、「得

意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その

年収と控除と課税所得の関係

給与所得控除の1/2を超える額

低くなれば控除も抑えられる

$$\text{課税所得} = \text{年収} - \text{給与所得控除} - \text{特定支出控除} - \text{その他の控除}$$

年収	給与所得控除額
65万円未満	65万円(下限)
180万円以下	年収×40%
180万円超、360万円以下	年収×30%+18万円
360万円超、660万円以下	年収×20%+54万円
660万円超、1000万円以下	年収×10%+120万円
1000万円超、1500万円以下	年収×5%+170万円
1500万円超	245万円(上限)

- 【社会保険料控除】
- 【小規模企業共済等掛金控除】
- 【生命保険料控除】
- 【損害保険料控除】
- 【雑損控除】
- 【医療費控除】
- 【寄付金控除】
- 【地震保険料控除】
- 【障害者控除】
- 【寡婦(夫)控除】
- 【勤労学生控除】
- 【扶養控除】
- 【配偶者控除】
- 【配偶者特別控除】

他これらに類する行為(中略)のための支出」というのが、「交際費等」の定義である。

「これに従うならば、一般の飲食店での飲食費だけでなく、クラブやキャバクラでの飲み代、接待ゴルフの費用も対象となり得ます。今はまだ取引先にするための飲食費なら対象になるでしょう」(同前)

正しく申告しているかどうか、
 税務署がチェックする

「接待交際費等に限らず何の項目でも、『給与等の支払者』つまり会社が認めることが必要です。ただ、会社にとっては認めても損はないので、かなり柔軟に認めるのではないでしょうか(同前)

実際に確定申告した場合、

こうしたことを考えると、
 とりあえず幅広く申告した

「領収証の宛名は会社ではなく自分の名前にしてもらいます。たとえばタクシー代のように、手書きの領収証をもらえない場合、レシートでもOKです(前出の落合氏)」

対象となる費用を年度末
 にまとめて計算しようとす

「領収証の宛名は会社ではなく自分の名前にしてもらいます。たとえばタクシー代のように、手書きの領収証をもらえない場合、レシートでもOKです(前出の落合氏)」

いう手続きを経るのかは
 いまのうちに相談しておき

「以前から制度はありましたが、利用しているサラリーマンはほとんどいなかったので会社も把握していないケースが多い。窓口は経理なのか、総務なのか、どういう手続きを経るのかはいまのうちに相談しておき

直に申告し、増徴税時代を
 生き抜こうではないか。

「会社は脱税を助した形になり、法的な責任を問われかねない(前出の福井氏)。そうなれば、自分も懲罰の対象となりかねない。マメに、賢く、そして正直に申告し、増徴税時代を生き抜こうではないか。」

領収証の宛名は自分の名前に

「特定支出控除」の適用要件に金額の規定はない。勤務必要経費の上限は65万円という制限はあるが、1回で数十万円という超高額接待でも適用対象となる。

「特定支出控除」の適用要件に金額の規定はない。勤務必要経費の上限は65万円という制限はあるが、1回で数十万円という超高額接待でも適用対象となる。

「領収証の宛名は会社ではなく自分の名前にしてもらいます。たとえばタクシー代のように、手書きの領収証をもらえない場合、レシートでもOKです(前出の落合氏)」

「以前から制度はありましたが、利用しているサラリーマンはほとんどいなかったので会社も把握していないケースが多い。窓口は経理なのか、総務なのか、どういう手続きを経るのかはいまのうちに相談しておき

「会社は脱税を助した形になり、法的な責任を問われかねない(前出の福井氏)。そうなれば、自分も懲罰の対象となりかねない。マメに、賢く、そして正直に申告し、増徴税時代を生き抜こうではないか。」

年収400万円のモデルケース

給与所得控除額	2=134万円	2=67万円
自動車の運転免許	約30万円	
上記の関連交通費など	年間5万円	
新聞購読料(朝、夕)	年間約4万7000円	
スーツ代(3万円×2着)	6万円	
交際費(月3万円の会食費)	36万円	
《勤務必要経費	65万円未満	
合計	81万7000円	

特定支出控除額は
 81万7000-67万=14万7000円
 所得税率5%、住民税率10%
 節税額は2万2050円

年収600万円のモデルケース

給与所得控除額	2=174万円	2=87万円
通勤費(深夜タクシー代)	10万円	
英検取得のための英会話スクール	6万円	
上記の関連交通費など	年間5万円	
新聞購読料(朝、夕)	年間約4万7000円	
スーツ代(5万円×2着)	10万円	
ワイシャツ(5000円×4枚)	2万円	
ネクタイ(5000円×2本)	1万円	
交際費(月5万円の会食費)	年間60万円	
《勤務必要経費	65万円以上	
合計	116万円	

特定支出控除額は 116万-87万=29万円
 所得税率10%、住民税率10%
 節税額は5万8000円

年収800万円のモデルケース

給与所得控除額	2=200万円	2=100万円
通勤費(深夜タクシー代)	12万円	
税理士の資格取得学校	66万5000円	
上記の関連交通費など	年間5万円	
新聞購読料(朝、夕)	年間約4万7000円	
経済誌(月に3冊購入)	年間約3万6000円	
スーツ代(8万円×2着)	16万円	
ワイシャツ(1万円×4枚)	4万円	
ネクタイ(1万円×2本)	2万円	
交際費(月8万円の会食費)	年間96万円	
接待ゴルフ(月1回)	年間24万円	
《勤務必要経費	65万円以上	
合計	148万5000円	

特定支出控除額は
 148万5000-100万=48万5000円
 所得税率20%、住民税率10%
 節税額は14万5500円

※配偶者控除や扶養控除などの家族の人的控除は考慮しない。社会保険料控除は一律14%。復興特別所得税を除く。

「領収証の宛名は会社ではなく自分の名前にしてもらいます。たとえばタクシー代のように、手書きの領収証をもらえない場合、レシートでもOKです(前出の落合氏)」

高いようだが、
 とはいえ、税金を天引き

「以前から制度はありましたが、利用しているサラリーマンはほとんどいなかったので会社も把握していないケースが多い。窓口は経理なのか、総務なのか、どういう手続きを経るのかはいまのうちに相談しておき

「会社は脱税を助した形になり、法的な責任を問われかねない(前出の福井氏)。そうなれば、自分も懲罰の対象となりかねない。マメに、賢く、そして正直に申告し、増徴税時代を生き抜こうではないか。」